

02 令和8年度 国民健康保険の概要

問 保健福祉課 社会福祉室 国保医療係

6月5日に開催された国民健康保険運営協議会で今年度の国民健康保険税率などが決定されました。

これを受け、町では第2回町議会定例会に課税限度額などを改正することを提案し、議決されました。概要をお知らせします。

●令和8年度の国保について

今年度の国民健康保険税率は下表のとおりです。

本町の国保加入者数は前年度と比べて11人減少、課税総所得(課税の対象となる所得の総額)は7億815万円増加しています。また、北海道が決定した今年度納付金は前年度と比べて920万円の増額となりました。

国民健康保険会計は、加入者の減少および高齢化、医療費の高額化などに大きく影響されます。国

民健康保険会計運営の現状を皆様にご理解いただき、医療費の適正化に向けた特定健診の受診や、各種健康事業などへの積極的な参加をお願いします。

現在は総医療費を考慮して税率を検討していますが、令和12年度からは北海道が決定した保険料率に統一される予定です。

●子ども・子育て支援金制度について
子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令

和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が始まりました。

この制度は、社会連帯の理念を基盤に、全世代や企業の皆さんから支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。子ども・子育て支援金は児童手当の拡充、こども誰でも通園制度や妊婦のための支援給付などの施策に当てられます。

■国民健康保険税率

区分	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護納付金分(40~64歳)	子ども支援金分
所得割 加入者の前年所得に対して	7.5%	2.5%	2.0%	0.29%
均等割 加入者1人当たり	24,000円	9,000円	9,000円	1,000円
18歳以上				100円
平等割 1世帯当たり	25,000円 ★12,500円 *18,750円	9,000円 ★4,500円 *6,750円	7,000円	1,000円

●課税限度額(上限額)

医療保険分	後期高齢者支援金分	介護納付金分(40~64歳)	子ども支援金分
670,000円	260,000円	170,000円	30,000円

★印は特定世帯の額・・・特定世帯とは、75歳に到達する方が国保から後期高齢者医療に移行することにより単身世帯となる方の世帯をいい、5年間、世帯で課税される平等割額が半額になります。

*印は特定継続世帯の額・・・特定継続世帯とは、特定世帯に該当して5年間経過後、さらに3年間、世帯別平等割額が1/4減額となります。

●税の軽減

令和7年中の所得が 下記の金額以下の世帯 (軽減判定所得)	軽減割合	減額金額									
		医療保険分		後期高齢者支援金分		介護納付金分(40~64歳)		子ども支援金分			
		1人につき	1世帯につき	1人につき	1世帯につき	1人につき	1世帯につき	1人につき	18歳以上	1世帯につき	
43万円 + 10万円×(給与所得者等の数-1)	7割	16,800円	17,500円 ★8,750円 *13,125円	6,300円	6,300円 ★3,150円 *4,725円	6,300円	4,900円	700円	70円	700円 ★350円 *525円	
43万円+31万円×(被保険者数) + 10万円×(給与所得者等の数-1)	5割	12,000円	12,500円 ★6,250円 *9,375円	4,500円	4,500円 ★2,250円 *3,375円	4,500円	3,500円	500円	50円	500円 ★250円 *375円	
43万円+57万円×(被保険者数) + 10万円×(給与所得者等の数-1)	2割	4,800円	5,000円 ★2,500円 *3,750円	1,800円	1,800円 ★900円 *1,350円	1,800円	1,400円	200円	20円	200円 ★100円 *150円	

未就学児は均等割が1/2に軽減されます。税の軽減を受けている場合も、その金額からさらに減額されます。



今月の まちからのお知らせ

医療制度・補助事業・税情報など、町から特にお伝えしたい大切な情報です。

問=問い合わせ先 ☎=電話番号 ※各課の電話番号は2ページに掲載

01 町税などの 納期限を守りましょう

問 税務住民課 税務住民室 税務係

令和8年度町税および国民健康保険税の納税通知書を送付しました。内容をお確かめのうえ、期限内に納付してください。

納税には便利な口座振替を!

安心・安全・便利な口座振替をご利用ください。

●取扱金融機関

- 旭川信用金庫本店
- 比布町農業協同組合
- ゆうちょ銀行

●手続き方法

納付書、通帳、届出印を持参し、納期限の1か月前までに口座のある金融機関の窓口、または、税務住民課で手続きをしてください。

期限までに納付できない方へ

特別な事情で期限までに納付することができないときは、分割納付や納税猶予の相談に応じます。納期限前に税務住民課に申し出てください。申し出や相談がなく滞納したときは、滞納処分(差押えなど)を行う場合があります。

QRコード(eL-QR)を利用した町税の納付について

地方税の納付書に付される統一規格の地方税統一QRコード(eL-QR)をパソコン、スマートフォンで読み取ることにより、ご自宅などで町税の電子納付ができます。納付方法については次のとおり

●地方税お支払サイト

パソコンやスマートフォン等から「地方税お支払サイト」にアクセスし、下記の決済が可能です。

- ・クレジットカード
- ・インターネットバンキング
- ・Pay-easy(ペイジー)
- ・ダイレクト方式(口座振替)

●スマートフォン決済アプリ

決済アプリを開き、eL-QRを読み取ることにより納付できます。

●金融機関等

eL-QRに対応する全国の金融機関で納付できます。

利用方法や手数料については、「地方税お支払サイト」をご確認ください。

軽自動車税の減免申請手続きを!

身体障害者手帳などをお持ちの方および身体障がい者と生計を共にしている方が使用する軽自動車、一定の条件を満たす場合、申請により1台に限り軽自動車税の減免を受けることができます。7月23日(木)までに税務住民課へ申請してください。

申請書には個人番号(マイナンバー)の記入が必要です(法人の場合は法人番号)。

●申請に必要なもの

マイナンバー通知カードおよび運転免許証など2つの本人確認書類(マイナンバーカードの場合はカードのみ)、納税通知書、車検証、身体障害者手帳や療育手帳など年度ごとの申請ですので、昨年度減免を受けた方も新たに申請が必要です。



◀地方税お支払サイト

■各税目の納期限

	封筒の色	7月31日	8月31日	9月30日	11月2日	11月30日	12月28日	2月1日	3月1日
町道民税・森林環境税	青	第1期		第2期		第3期		第4期	
固定資産税	緑	第1期		第2期		第3期		第4期	
軽自動車税(種別割)	黄	第1期							
国民健康保険税	白	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期